## (参考) 改正後の規定

## 別記(第2関係)

## 輸入禁止から除外するための基準となる輸出国への要求事項

検疫対象有害動植物	要求事項
1~36 (略)	(略)
37 Tomato leaf curl	生育期間中又は輸出検査時に、同一の荷口単位から
New Delhi virus	無作為に抽出した検体について ELISA 法等の適切な血
	清学的方法又は PCR 法等の適切な遺伝子的手法による
	検定を行って本ウイルスに侵されていないことを確認
	し、その旨を検査証明書に追記すること。
38 (略)	(略)